会　費　規　定

特定非営利活動法人クレヨン・リンク

（目　的）

1. この規定は、当法人の定款に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

（会　費）

1. 会員は、次の会費（月額）を納入しなければならない。
2. 会費は月払いとする。毎月共感助成を通して、または、現金にて納付する。
3. 会費は次のとおりとする。

正会員：月1,000円（年12,000円）

賛助会員：月500円（年6,000円）

1. 月の中途に入会した会員の当該月の会費は、入会日が15日までの場合は月額の全額とし、16日以降の場合は月額の半額とする。
2. 月の中途で退会した会員の会費は返還しないものとする。
3. 定款第9条の規定により、継続して1年以上会費を滞納したときは、当法人の会員の資格を喪失する。

（入会金）

1. 入会金は、正会員：5,000円、賛助会員：2,500円とし、最初の会費と合わせて納入する。

（会費の免除）

1. 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、会費の免除、又は、減額を議決することができる。
2. 会員より、会費の減額申請が書面であった場合：半額免除
3. 前項の会員が、非課税所得者である旨の申し出があった場合：全額免除

附　則

1. この規定は、2020年12月5日から施行する。

以上